

女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年（2015年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を、計画期間を令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの5年間と定め策定しました。

2 計画の実施状況

実施状況については、毎年少なくとも1回、数値目標となっている次の項目について公表します。

3 数値目標及び目標に対する実績

(1) 管理職以上（課長補佐以上）に占める女性職員の割合

目標値：女性職員の割合30.0%以上

	割合 (%)
令和2年度（2020年度）	0
令和3年度（2021年度）	0
令和4年度（2022年度）	0

(2) 男性の育児休業取得率

目標値：取得率30.0%以上

	割合 (%)
令和元年度（2019年度）	—
令和2年度（2020年度）	—
令和3年度（2021年度）	—

(3) 時間外勤務の状況

目標値：年間300時間を超える職員数

	割合 (%)
令和元年度(2019年度)	—
令和2年度(2020年度)	—
令和3年度(2021年度)	—

(4) 年次有給休暇の平均取得日数

目標値：年間14日以上(付与日数20日の70%以上)

	割合 (%)
令和元年度(2019年度)	15.1日
令和2年度(2020年度)	17.0日
令和3年度(2021年度)	18.4日